

医療費通知とは

「医療費通知」とは、加入者（被保険者・被扶養者）が医療機関に支払った医療費の額などについて、保険者（健保組合等）が加入者に通知するものです。



患者さんにコスト意識を持ってもらうと同時に、医療機関の不正請求・過剰請求に対する心理的な抑制効果も期待されているんですよ。



医療費通知 Q&A

Q 1 医療費通知は、何のために送るのですか。

A 1 医療費通知は、医療費の金額等をお知らせすることにより、加入者（被保険者・被扶養者）のみなさまに健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営に結びつけることを目的にしています。

したがって、医療費通知を受け取ったことにより、特に手続き等の必要はありません。尚、医療費通知は確定申告等の明細書や領収書として使用できるものではありません。ご了承ください。

Q 2 直接被保険者宛ではなく、一括して事業所に送付されるのはどうしてですか。

A 2 当健保組合では、任意継続被保険者や一部の方を除き加入者の住所を管理していません。また、現行の事業所一括送付方式から、直接被保険者宛に送付する方式に変更した場合には、莫大な郵送料がかかることから事業所経由での発送としております。

Q 3 受診したはずの医療機関の記載がありませんが、どうしてですか。

A 3 「医療費通知」は、対象期間に受付けた診療報酬明細書等（レセプト）に基づいて、作成されています。

- ・医療機関から診療報酬請求が遅れている場合
- ・明細書に不備があった場合
- ・請求内容に疑義があり審査中の場合
- ・医療機関に差し戻しをしている場合

は医療費通知に記載していません。

Q4 記載されている医療機関に受診した覚えがありません。どうして記載されているのでしょうか。

A4 コンタクトレンズ販売店における眼科や、「〇〇マタニティクリニックと表示されている〇〇産婦人科」というように、看板（通称名）と登録されている医療機関名が異なっている場合がありますので、ご確認をお願いします。

なお、お心当たりのない場合は、お手数でも健保組合宛ご連絡をお願いします。

Q5 記載されている自己負担額と、医療機関・整骨院（接骨院）の窓口で支払った自己負担額が違うが、どうしてですか。

A5 「医療費通知」の自己負担額は円単位で計算していますが、医療機関・接骨院（整骨院）の窓口の自己負担額は10円単位（10円未満四捨五入）のため、相違する場合があります。

医療費通知に記載している金額は保険診療分のみです。保険診療の対象にならない費用を負担された場合はその分相違します。

また乳幼児医療等、地方自治体が実施する助成事業の場合で、健保組合へ助成金額の連絡がない場合等は、実際の支払金額と異なる表示となっていることがあります。

Q6 診療内容を教えて欲しい。

A6 診療内容については、医療機関の同意を得なければお答えすることができません。診療内容を確認されたい場合はお手数ですが医療機関にご確認いただきますようお願いいたします。